

第29回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年9月12日（金）13時30分から15時10分

2 開催場所 大津市役所 新館7階 大会議室

3 出席農業委員（17名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（1名）

17番	上坂	雅彦	委員
-----	----	----	----

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（3名）

奥村	明之	委員
西村	和彦	委員
山中	一仁	委員

6 説明員（2名）

農林水産課

7 傍聴人（0名）

8 議事日程

議案第120号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第121号	農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について
議案第122号	大津市農業再生協議会の委員推薦について
報告第152号	農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
報告第153号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第154号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第155号	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第156号	農地の転用事実等に関する照会について
報告第157号	滋賀県農業会議からの農地法第5条による諮問答申について
報告第158号	農業委員等の綱紀粛正について
報告第159号	広報誌「みどりのこだま第97号」について
協議事項	遊休農地調査について

9 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査

10 議事概要

事務局長 定刻となりましたので、第25期第29回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前からの議席番号順となっております。本日は、議席番号13番上野壽久委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の進行は、副会長の輪番制となっております。本日は、中部選出の副会長であります大伴四郎左衛門委員をお願いいたします。この後の進行について、どうぞよろしくお願い申し上げます。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、上坂雅彦委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 < 会長挨拶 >

副 会 長 ありがとうございます。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

議 長 それでは、議事に従って進めさせていただきたいと思います。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手していただいて、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いします。それと、議事が円滑に進行できますようよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、大津市農業委員会の会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

7 番 森元 直紀 委員

8 番 音野 茂 委員

お願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

お手元に農地法第3条、第4条、第5条の許可案件を説明した資料を備え付けていますので、許可、不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキスト、これは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意ください。

まず初めに、議案第120号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

No.1、No.2の和邇今宿及びNo.3、No.4の小野につきまして、地元委員から一括してご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

委 員 9月6日に立会人は譲受人と推進委員と僕とで現地を見させていただきました。No.1、No.2が写真のとおり、ヨシがもう十何年前からずっと生えている状態で、背丈も十分に超えていて景観も非常に悪いという状況です。譲受人が購入されて、何回か前の会議の際にも言いましたけど、購入され

てきちんと管理はしていただけるということでもありますし、畑と果樹も植えられる予定もされていますので、問題ないかと思います。

続けて、No.3と4の分ですけど、これも譲受人が同じ方で、8月21日に推進委員と僕と譲受人で現地を見させていただきました。ここの農地も非常に水がたまりやすい、抜きにくい場所です。購入されて畑をされるということですけど、やはり土を搬入しないと、どうしても畑としては利用できないというところもあって、今回土を搬入することを考えておられました。ご自宅も道を挟んで反対側のところに住んでおられますし、利便性も非常に高いということで購入されるということですので、問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No.5の仰木二丁目の件でございますが、地元委員が本日は所用のため欠席されておられます。事務局のほうで何かお聞きしておられる部分がありましたらお願いいたします。

事 務 局 そうしましたら、私のほうからあらかじめ地元委員から本件についてご意見を承っておりますので、この場で代読をさせていただきます。

8月19日の11時から、地元委員、推進委員、あと代理人、この3名で現地を確認しました。当該地は、もう何年も耕作をされていない白地の休耕田でございます。水の便も悪く、今後、譲り受けた後は果樹園を予定されているとのことです。現地に小屋があったんですけれども、それももう撤去が完了し、農地としての整備も完了している状況でございます。

この土地については、中山間の直払いの土地でもないことに加えて、まず不便なところでございます。農業を辞めていかれるのが、今この地域の現状でございます。そういった中、こういう果樹園をするということで、前向きな話があり、地元委員としては問題ないと判断しましたという意見をあらかじめ聞いております。

以上、代読です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No.6の大將軍二丁目の件でございますが、これは私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

8月4日の日に推進委員と一緒に、現地立会いをさせていただきました。当該地、写真がありますように、この買取りまでは、譲受人がやっておられました。やっておられたといいましても、草刈りとか、そういう関係はされるんですけども、稲刈りとか、主たる作業は請負にお願いされて、継続をしておられる状態です。高齢だということで、ご夫婦だけでやっておられて、子供さんも娘さんばかりで、手離したいということをお前の方から聞いておられて、新しくされる方は、〇〇のほうでも一応や

っておられますし、継続していただけると現地のほうでは考えております。

それと、この方は、位置図のほうを見ていただきますと、赤い矢印がちょうど載っているところがあると思うんですけども、これは今年の1月10日付の会議で承認をいただいているんですけども、こちらのほうでは畑もしていただいています、十分やっていただけていると思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは続きまして、No.7の堂二丁目につきまして、地元委員からご意見をお願いいたします。

委員 8月12日に私と推進委員と譲受人、3者で現地の立会いをさせていただきました。現地は、圃場整備の区域内の未整備田、もともと譲渡人は相続で3者が受けられて、遠方に住んでおられる関係で、もともとこの方が小作として水稻をされているという状況で、この〇〇さんとの譲渡人3者で、もうこの際、売買をしたいということで話ができた。現状はもう田んぼとされていますし、もちろん〇〇さんはほかにも農地を持っておられて営農をされておりますので、十分今後もこの農地について継続してやっていただけるというふうな確認は現地でさせていただきました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、今、各地元委員さんからお話もありました中で、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 この方の案件は大体受けているんですけども、私は初めて記憶にあるのは、当初、まだ〇haぐらいやったと思うんですけど、それから今、もう現在〇ha以上になっていますがね。ほんで、何年ぐらい前から買い集めて、それを一応目的は耕作ということと、水田も畑も含めて、ただ保全管理されているということは聞いているんですけども、どこまでこれ買い集めて、最終どうされるのかというのまで、1回、今までも話、話題に出てたんですけど、でも淡々ともう説明されていると、ずっとこれ続いていくと思うんですよ。

ほんで、ちょっと遡って、2、3年前はどういうふうになってたか、そのとき買われたところ、今も現在やっておられるかという、そういった追跡調査とか、今後まだまだ増えていくけども、また売られる方も地元ですね。地元以外の、今回は〇〇とか、〇〇のほうとかなってますけど、誰かがこの仲介をあっせんしはる人とか、そういう人がおられるんじゃないかなとも推測するんですけど。農地ばかり買いあさって、最終的に管理できなかったら、農地法の一部改正で、3年間は現況でやっぱり管理して、そ

れ以後は、もう転売するなり、そういうことは法制上可能になるんで、将来を見越して、この辺で皆さん審議していただいたら。もちろん地元委員だけに荷を負わせるのも何やし、周辺地区の委員のところも案件がありましたし。やっぱり周辺の農業委員の方も力を貸していただいて、ちょっとずつ深掘りしていったらどうかなと思うんですけども、よろしくお願いします。

議 長 事務局。

事 務 局 ご指摘があるとは思っていました。毎月のように来られるなかで、これまで突っ込んだ話ができなかったんですけども、もしご本人が営農できなくなったときに、これだけの広大な農地をその次やったださる方がいるのかとか、そのあたりのビジョンをですね。単純に粛々と毎月の1件1件の申請を見るだけではなく、そのあたりを当然配慮しながら聞くんですけども、ただ万が一のことを考えて、こういう定例総会の場合でもしょっちゅう名前が出てくると、やっぱり、これだけの平米数の農地をご本人が本当に管理していけるのか、休耕田だったり、耕作放棄地を、これは心配されてるのは当然ですけども、今回、私、申請のときに聞かせていただいたんですが、〇名の方を雇ってしっかりと草刈りなど、近隣に迷惑をかけないようやっていると。その〇人の方というのも、皆、今はもうリタイアされているんですけど、もともと農業をされていた方で、ご高齢ではありますが、そういう全く農業の経験がない方ではなく、一定そういう見識とノウハウも兼ね備えた方も雇っているんだという話を聞かせていただいています。今後の方向性については、やはり農業委員さんも危惧されてるというところから、もっと突っ込んだ内容を事務局側も受け付けるときに聞いていくべきだと感じたところでございます。

一番最初お話のあった、いつ頃からこの方が農地を買い始めたかというのは、ちょっと私も記憶が定かではないんですけども、恐らくここ3、4年の間に買い足されていってるというのが現状でございまして、もうここ、私が令和5年10月から来させていただいてからでも、もう〇回ぐらいですかね、相当な件数を受け付けておりまして、今後はそういうところに着眼しながら、受け付ける際にも気をつけて対応をさせていただきたいと考えております。

そして、現地確認の件です。以前、事務局の職員がさせていただいたときには、約半分ぐらいが耕作されていた。残りは維持管理をされていたということで、一定写真などの報告も来ております。大体本当に60%行かないぐらいが営農されていて、残りは保全管理をされているという状況で、これがもう明らかにご自身の土地を違法転用されたりということになってくると、3条の許可要件であります、この4月から新たに追加された、自身の農地を違法に転用したり、そういうことになってくると不許可、そもそも申請段階

で止めなければいけないんですけれども、今はそういったこともされていませんので、今のご指摘どおり追跡調査、3条の件もありますし、引き続き事務局のほうで現地に出たときにも、所有農地の状況については確認させていただきたいと考えております。

委 員 今のところ転売はないんですか。

事 務 局 転売は、ないです。

委 員 分かりました。

事 務 局 以上です。

議 長 ○○さんもお高齢ですし、その先でね、その辺のどう思っているのかとかというのは聞けるのは聞けるんですか。

事 務 局 これだけ農地を所有されている中で、今後継続的に営農、保全管理も含めてできるのかどうかというのをやっぱり委員の皆様も気にされてますというところから始まって、本当に本音でどう思っておられるのかというのを聞いていくというのは可能かなと思います。

委 員 今ちょっと話が出たんですけど、農地法が改正されて、3年耕作しておられなかったら、要するに転売はできないというようなことになってますよね。事務局、なりましたよね。実際、今、この方は前から地元の方にとっては本当にありがたい存在のようです。要するに地域計画の除外農地を誰も借手もあらへんし、担い手も見つからへんような農地をわざわざ買い受けてくれて、保全管理やら、今言うたように果樹を植えたりして、そういう計画をされているんですけども、最終的にその3年過ぎ去った後で、じゃあ転売しょうかやなんていうようなところの狙いは見えへんわね。我々はそれは分からへん。しかし、それが実際3年たった後において、転売ってというような実績が出てきたら、その段階でやっぱりちょっと我々農業委員も考えないかんのちゃうかな。今〇haほど、何や買うてはるという話やけども。要するに3年経過したら転売をするようなことがもし事実としてあったらね。やっぱり目的は転売やったんか。3年耕作をした上でという話やけど、その保全管理していること自体が、この耕作に値するんかね。その見解が分からへんけど、3年間、草刈りしたら売れるんやということになるんかね。

我々農業委員としてもしっかり見解を持つとかなないかんのは、今、この方が農地を買ってくれて、その遊休農地やから非常にみんなは地元の委員も助かっているし、地元の農業者も助かってはると思うんですけどね。3

年草刈りして、もしくは果樹なんかを植えてたら別やけども、3年草刈りを人にさせといて、ほんで3年過ぎたらもう売れるぞというて、その農地を売りに行かへたら、これは土地転がしみたいな感じやわね、言うたら。そういうことがあったら、ちょっと実際我々が許可してきたことが何やろうという話になってくるか分からへん。

今現在は、私らは口幅ったいことは言えへんけど、地元委員からしたら、実際のところ、地域計画から除外されているような誰も借手もおらへんような農地をわざわざ買うてくれて、草刈りもしてくれるちゅうのはありがたい話やと。それは、誰しもがそう思うと思うんよ。ほんなら、それは何も反対するような理由はないわな。それをしてきて、3年ほどたったら、何か〇〇さんはそれを人に転売して売ってはるでという話になってきたら、それはちょっと話がおかしいなと、そういうところがあるんで、これから地元の農業委員さんを含めてやけど、しっかり見ていかなあかんのちゃうかな。

議 長 どうぞ、事務局。

事 務 局 ご指摘ありがとうございます。今、お話のあった3年3作なんですけれども、以前からこの3年3作ルールというのは、もうなくなっておりました、この4月から法令が変わったことによって、大きくちょっと様式を一部変更したところがあるんですけれども、今ご覧いただいている、この向こう3年間の営農計画、こちらについては国が示す様式例では入っておりません。国の様式例というのがありまして、それを参考に今回、この4月に様式を変えさせていただいたんですけど、あえてそれは記載しております。

 というのも、やはり買ってすぐに転売とか、それこそ資産保有目的での、それをけん制するためにもしっかり向こう3年間の計画を相手方に示して、それをまた現地で聞き取っていただく、そういう意味であえてこの部分には残させていただいたんですけれども、その3年3作というところだけに限って申しますと、なくなっております。それ極端な話を申し上げますと、ここで農業を頑張りたいということで3条で買われて、たまたまお怪我をされて、どうしてももう農業ができなくなった、そういうやむを得ないときに、営農意欲のある方が見つかったので、やむなくその次の方にすぐに3条申請で渡すというのは、それはあり得る話だと思います。

 この4月の法改正でありましたのが、3条で買った農地を一度も耕作することなく、3年の間にまた他人に貸したり売ったり、またそこを転用してしまったり、そういうことがある方については、そもそも3年間、この3条申請がもう受け付けられないというふうに厳しくなりました。その一度も耕作しないという、そこのラインも今、事務局としては、そこで何かしら育てて、作物を取って、そういうことをその3年間の間に一度もせず

に、極端な話、もう草刈りだけして維持管理だけして、ここを自分が営農してたというふうにおっしゃったとしても、それは営農してたとは到底言い難い部分になろうかと思imasので、もしそういうご相談があった場合には、もう今後、3条で買えない前提でも、そこをもし転売したりとか、あと転用したいということであればお受けをしますけれども、その代わり、もう向こう3年間は3条申請を諦めてくださいという、そこをしっかりと話を先方が納得いただいた上で進めていかないといけないと考えております。

以上です。

委 員 よろしいですか。

議 長 どうぞ。

委 員 この方は、私、5、6回、現地で立会いでさせてもらいました。現地の方は大変喜んでおられて、保全管理されてます。今でもその土地は近くなどで定期的に見て、荒れている土地はほとんどないです。

それで、この方がふと言われたんです。誰か作ってくれる者がいると、すぐ貸すんやけどなと、ちらっとおっしゃったんで、その誰か耕作をする人がいたら、貸せるもんなんか、それを貸さんと、その人がやってくれるんやったら、自分が払う、従業員みたいで雇って、そこを耕作する者がいたらいいというのか、その辺がよう分からないんですけど。ただ、もう実際にもうほとんど不整形地の道の軽トラがいっぱい通るような道、そんなとこばかりです。そこはもう大分開発されたんですけど、ただ、先月説明しました、新しく40代で農業をやりたい、農地がないという別の方。もう農地を探しているんやということでおっしゃってたんで、その辺を紹介して、また耕作をしてくれるとありがたいなと思います。その辺を農業委員としてどのように対応したらいいか、ご助言をいただけたらありがたいなと思います。

以上です。

議 長 事務局、どうぞ。

事 務 局 今、お話がありました受委託ということであれば、あくまでも、すいません、再三申し上げているんですけども、そこで何を作るかという、その決定権はその土地の地権者が有していて、そこでできたものの所有権ですね、その所有権は地権者に帰属する。当然、作業をやってもらうということで、その作業をされた方に対して何かしらの対価を払う、この3つの条件を満たしているようであれば、それは他人がやっていようとも、この所有権がその地権者様から移ったわけではないというふうに一定整理される

というふうに国のほうからも正式に書面で方向性が出ておりますので、その3つのポイントさえ守っていただければ、この方が又貸ししてるとか、そういうことには当たりませんので。また、その受委託というポイントについては、先方にはちゃんと説明はしてありますので、受委託でもし考えておられるのであれば、やってくださいというふうにアドバイスいただけると幸いです。

議 長 どうぞ。

委 員 今の話の〇〇さんがそのことを知っておられるということですか。

事 務 局 はい。説明させていただきました。

議 長 どうぞ。

委 員 受委託も含めてやけど、3条申請の使用貸借もいけるん違うんかいな。
だから、3条申請をかけてもろうて、使用貸借、要するに貸し借りはね。〇〇さんが農地を取得してはることは事実なんやから、その土地を今保全管理している。そこに稲を植えたいなというような人がいはったら、それは当該の人が3条申請で使用貸借を出してもろうて、貸し借りやね、要するに。ほんで、〇〇さんに現物でお米で払うわと言わはるのか、お金で払うわと言わはるのか、礼だけでええわと言わはるのかや。それは〇〇さんと借り手の話合いで、それは我々市街化区域の農地でも、農地を離したくないし、買える話じゃないし、市街化の農地なんかは、3条申請で取得できへんから。かというて、草はぼうぼうで遊んどる農地やったら、税金がもったいないから、使用貸借をかまして、うちの農地が売れてしもうて、俺も農機具だけあるけれども、農機具が家にあるけども、わしやってもええでっていう人は、3条申請をかまして使用貸借で、その代わりお互いが年に1回の礼で済む話か、取った米を1俵出すという話か、そこはお互いが契約でやってはるから、そういう話でもいけるね、今言うてる。

議 長 事務局。

事 務 局 今のお話は、まさしく使用貸借、賃貸借、小作というような位置づけになりまして、その小作と、今申し上げた受委託というのはちょっと似て非なるものといえますか、その小作に出してしまうと、いわゆる又貸しになってしまいまして、ご自身が3条で買った土地をもうすぐにまたBさんに使用貸借なり賃貸借なりで正式に3条ないし促進計画でやられたとしても、それは又貸しということになってしまいますので、もしその方がまた3条で新たに買いたいとおっしゃっても、いや、あなたは耕作せずに、すぐ3

条で取得した土地を誰かにもう貸しましたねということでアウトになってしまうんです。

受委託であれば、もうあくまでも貸しているようにも見えて、ただポイントをちゃんと押さえておいていただくと、それはもう自分で経営しているということとイコールでございますので、貸している小作ではないというふうに、そこは大別されるところでございます。

ですので、もしそういうご相談を受けたときに、もう今後3年間、3条申請できないという前提でも促進計画であったり3条の賃貸借、使用貸借をしたいということであれば、当然その内容で是々非々は判断するんですけども、受けても問題ないのかな。ただ、そこをやはりまた今後も3条で買いたいという意向をお持ちなのであれば、そこはもう受委託を徹底してくださいというふうに、農業委員様のほうからのご説明いただけると幸いです。

また、不明な点があったら、事務局をご案内いただけると幸いです。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

委員 よろしいか。

議長 どうぞ。

委員 今言ってたもう一つね、そんな難しい話か分からんけど、今ほとんどはこれ〇〇さんの手をつけたところは、地域計画から除外地やね。誰しも、言うたら、先ほどのところもそうやったけど、地域計画から除外農地やね。

委員 そうです、はい。

委員 そやから、もう1回、地域計画、今これからもう1回見直していくような話が農政審議会でもこれから出てくるわな、何回も。実際は、買うてはる土地を圃場整備か何かしてくれて、ほんで整地された農地になって、誰かがその農地の担い手が、今言うてるように、促進業務にのっとって利用権設定して、全部誰かが作ってくれたら一番ベターやな。

ただ、そのときにこの方が買うてる農地が今、基盤促進法によって、国が金入れて、これから農地を増やす、生産性を上げると言って国の予算や県の予算が投入されて、基盤整備をするわというて、そこがごっついええ農地になったら、これどないなるかな。ほんならわしが引き受けるわっていう話になってくるか分からん。そういうようなことに一番いけたら、地域としてもこの方としても一番理想やな。

そんな基盤整備のどこまで読んではあるかどうか分からへんけど、いやいや、そんな情報、わしも、じゃあ、あの辺買うといたら基盤整備の対象になんねやというて、いわゆる土地転がしじゃないけども、将来的にはあつこは基盤整備しよるねんというようなところを見て買うてはるとしたら、これはちょっと行き過ぎた話になってくるし、恐らくそんなことは誰も読めへんけども、一番理想なのは、その補助がやりやすい農地になってくれることが一番やな。担い手は誰かは知らんけど、〇〇さんが買うてる農地でも、わしが持つてっていうて、利用権設定をして貸せば、将来的にそれができたら一番ええんやな。

議長 どうぞ。

委員 近くに、圃場整備の話は何年か前にもあったんです。しかし、そのときに大概どこの町にも、賛成と反対がいて、いろいろ地権があつて、ほんで両地区とも御破算になっているんです。

委員 そういう情報をこの方が知っていたかどうか知らない。土地改良なんかやったら、そんな情報が先々まで分かるんかな。そんなん分からへんね。

委員 ちょっと分からないと思いますけどね。

委員 実際は圃場整備さえしてくれたら、今、この方の農地でも誰かが地域計画に上げられるんやね。

委員 やっぱり圃場整備されたら、やっぱり利用価値も高いんで、はい。

委員 そやから、今、地域計画除外するということになってきたら、みんなはその地域でそこを除外しているということは、もう要するに耕作困難地域というふうに決めていくから、その農地を買い取ってくれてありがたいという形になっているんだね、今。

委員 そうです、それが現実。

委員 そういうことやな。もう市街化区域の農地ばかりになつてるとこからいうたら、もうおこがましい、そんな話は出ている。地域の農業委員さんが、もう農業者の人はそれで救われているというんやったら、もう一旦は今のところ、これに対して反対することはなかなか難しいな。地域がもう望んでいるっていう話になったら、地域優先やからな。

ただし、ほんで今言うたように、これから先の話を見とかなあかん。地域の農業委員としてもな。

委 員 すいません、よろしいか。

議 長 どうぞ。

委 員 今のそういう話で、実際知っている人に聞くと、やっぱりこれは整備してほしいと。ただ、もうお金、そんなん出すお金はないというところがもう現実の話で、それはただでしてくれるんやったら、もうどこの土地でもしてほしいというのが当たり前と思うんです。

委 員 それはそうやな。

委 員 はい。もう現実には守りができない状況なんで。

議 長 事務局どうぞ。

事 務 局 日々、受け付けている者からすると、選り好んで買っているというよりは、本当に譲渡人がご高齢であったり、遠方に住まれていて荒れていくことがもうほぼ確定しているような、そういう土地を、恐らくご自身がそういう〇〇もされてる兼ね合いでそういう情報をキャッチされると、自分が買って保全管理をする、それを地域を守るとはおっしゃってはいるんですけども。それで、何かここが将来的に化けるとか、そういうことを見越して3条申請をしているようには、ちょっと担当としては全く思っておりません。本当に譲渡人の方とはほぼほぼお会いすることはないんですけども、条件だけ見ても、これはもう今後、地元に戻ってこられる方もいないんだろうなと、まさしく遠方に住まれていて、高齢で相続人もいない。そうすると、やっぱり地元に残った力のある方が一定その保全管理だったとしても、買われるのは致し方ないのかなというふうに考えて、日々受け付けております。

先ほどお話にありましたが、例えば3条で買われます。それをすぐ賃貸借、使用貸借をされてしまうと、もうまさしく3条申請が向こう3年間でできなくなってしまうので、ポイントとしては、必ず1作はする、必ず1回でもしていただいたら、全く耕作をされないまま3年の間に誰かにバトンタッチしたというところではカウントされませんので、もしそういうご相談を受けた場合は、法の趣旨に照らして今のようなご案内をしようと思っております。ただ、こちらから積極的に話をするのではないと考えますので、もしそういうご相談があれば適法なご案内をしようと考えております。

以上です。

議 長

よろしいですか。

この方の今までのお持ちの土地をずっと確認していくのは大変かなと。農業委員さんとかも替わられますし、引継ぎ、農業委員さんが引き継いでその情報、行かれるのは大変かなと。もちろん事務局の職員も替わられるはずですから。その辺はどうしたらええかなというのは、今ちょっと話を聞いておる中で、どうですかね。

事 務 局

ご指摘ありがとうございます。どこ、いつ、どういう目的で買われたか、転用も含めて、今はこちらのほうの台帳で全て管理しておりまして、即答はできなかったんですけども、ここ数年の間に買い足されていっているというその履歴で、申請書自体はもう10年で保存期間が消えていくんですけども、その台帳の履歴というのは故意に消さない限りはずっと残り続けていくものですので、仮に私が今後異動で3条の担当から外れるとしても、当然こういう注視しないといけない方の情報というのはしっかり引き継ぐんですけれども、それ以上にもっと信頼に足るものは、今使っているこのシステムで一定把握ができるので、農地の使用状況であったり、そういうものは外に出る職員もおりますので、近くに行ったときは使用状況を確認させていただく。ですので、全くこれまでの履歴が追えなくなるということは、システムとかがある限りはその心配はないと考えております。

以上です。

議 長

どうぞ。

委 員

私、農業委員をさせてもらうときに、前の農業委員さんから、こういう内容は気をつけなさいよという引継ぎをいただきましたんやけど、それは農業委員さん、推進委員さん、みんな共通なのではないですか。だから、この件も、地元の農業委員もしくは該当のエリアにあることなんかは、次の農業委員さんにバトンタッチをするということが必要やと思ったんで、それをずっと継続的にやっていったら、次の新しい農業委員さんにも伝わると思いますので、そのようにされたいかがですか。

委 員

異議なし。それで結構です。みんなそれぞれ引き継いでます。私らも。

議 長

地域によって若干温度差はあるかとは思いますが、そういう引継ぎをしないといていただけると、私のところの場合は全くありませんでした。

委 員

あれは市のほうでは管理してないのかいな。農業委員やったら、農業委員から農業委員に全部用紙に箇条書にしてまとめて。ちょっと詳しくは忘れましたが。

委員 何回も農業委員してる立場から言わせたら、地域の農業委員さんとバトンタッチするときになったら、こういう案件はやっぱり次の人に引き継ぐべきやわな。農地にこういうふうな話があるけども、あの農地とあの農地は耕作放棄になってへんか、これはちょっと見といてや、転売するような話になったら、ちょっとまたそれはもう事務局と話を進めてやというようなことぐらいは、どなたでも言えますやん、そんな大げさに構えんでも。

そやから、我々が農業委員になったときにも、書き物みたいなもん、事務局が作って、推進委員と引継ぎ書みたいなもん、今期引き継いだときにもろうてますし、またもらわんでも地元やから、お互い話しする中で、ちょっとこういう話、ちょっとこれだけは覚えといてやと、わしのときにできへんやったけども、こういうやつは宿題で残るさかいなと、そういうことはやっぱり次にバトンタッチするときに、やっぱりそれは常識的な行為やと思うけどな。それだけはみんな守っていきましょう。

議長 そうですね。重要やなと思われるようなことはしていただくほうが。

委員 次にピックアップして、この場所というのは。私のところに7か所か8か所あります。それをマーキングしといて、それで引き継いだら、それでいいと思うんで。

委員 それはやっぱり地元同士のコミュニケーションやし。
やっぱり地元の農業委員に確認してもらうのが、やっぱりこれは大事な。事務局もそれは当然管理してもらうけども、やっぱり今の話で、反対はせえへんけど、我々も。それでええんちゃいますかね。どうする、会長。

議長 地域によって若干の違いはあるかと思いますが、そういう案件については、やっぱり引き継いでいただいて、コミュニケーションを取っただけと、後々あれどうやったとかというふうなこともいろんな話もできるかと思うので。別にマニュアルみたいな形で作るというんじゃないくて、やっぱりその辺は次の農業委員、場合によっては推進委員から、地域によっては推進委員から農業委員に上げられる方もおられるかと思うし、その辺の違いもあるかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ほか何かございますか。

(なしの声)

議長 そしたら、ご意見もないようでございますので、お諮りをさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、No.1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第120号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第120号No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第120号No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第120号No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第120号No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第120号No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第120号No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第121号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見についてを議題といたします。
それでは、農林水産課の説明を求めます。

＜農林水産課、資料に基づき説明＞

議 長 続きまして、事務局から回答案の説明をお願いします。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議 長 それでは、説明が終わりましたので、この件で何かご意見、ご質問等がございますか。
どうぞ。

委 員 2番から12番まで、この方、農業者さんですか。今はたくさん土地、耕作されとる。

議 長 どうぞ。

農林水産課 2番から12番までを今回お借りされる方ですね。もともとこちらの促進計画のほうではなくって、前の集積計画のときに既にお借りされている履歴はございますが、ですので農地を借りたことはある方でございます。促進計画として初めて上がってくるというふうな内容ですので、今回、経営状況確認資料を添付させていただいております。
以上です。

委 員 いや、面積が広いもんでね。こんだけの農地、今までやった方なのかなというのと。それとこの方、何かやってはりません。

農林水産課 ○○。

委 員 分かりました。やってはるんやったらね。失礼しました。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 ほかがございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りさせていただきます。
議案第121号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について、回答案のとおりとすることに同意される方については挙手をお願いいたします

す。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第121号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。

続きまして、議案第122号 大津市農業再生協議会の委員推薦についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見、御質問ございますか。

委 員 異議ございません。

議 長 よろしいですか。

(なしの声)

議 長 それでは、お諮りさせていただきます。
議案第122号 大津市農業再生協議会の委員推薦については回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第122号 大津市農業再生協議会の委員推薦については、回答案のとおり大津市再生協議会長宛て回答することに決定いたします。よろしく願います。

続きまして、報告案件のほうに移らせてもらいます。

報告第152号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、また続いて報告第153号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第154号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第155号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第156号 農地の転用事実等に関する照会について、以上一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
 ただいまの報告についてご意見とかご質問等ございますか。
 どうぞ。

委 員 10ページの転用目的の施設の概要の中で、2番目の園芸用地ってあるんです。これ何ですか。

事 務 局 こちらは、この譲受人の方がそういう園芸の関係の仕事を営んでおられる方で、今後その売買に使用するためのその園芸用地を、土地を整理した上でそこに売買のためのその園芸を置く施設ということで転用の届出が上がってきたものでございます。

委 員 ガラス温室とか、そんな感じなんですか。

事 務 局 いや、もう特にそのまま、温室にするというものでもなく、今後、自分の商売のために使う園芸用品を置くための土地ということで届出が上がってきております。

議 長 どうぞ。

委 員 普通の苗木を作っておられて、今回お買いになった隣の土地ももう現実にそういう園芸農地してはあるんです。その隣が売買できたんで、営農を広げるために、自分の商売を広げるためにそこを買ったという話を聞いてまして、だからそのハウスとかというのも全然関係なしに、これは既に苗木がばあっと植わってます。
 以上です。

委 員 苗木とかになると、これは農地でないんですかね。その線引きが難しいです。例えば住宅ってなると、明らか農地ではなくて自分らが住んだりする建物になるんで、地目変更が必要になってくるとは思うんですけど、園芸になると、ちょっと今、聞いた話によると、苗木をされたりとか、されている。これは農地、今までは駄目だったんですか。

事 務 局 もう少々お待ちいただけますか。

委 員 その線引きが何かちょっと、どこまでが農業で、どこまで農業でないのかというのが。現物を見たら、ああとなるんかもしれないですけど、例えばその。どういう解釈するのか。でしたら、植物をいっぱい育ててあるっていうことは、農地として解釈するのか。

事務局　もともこの隣接する土地でご自身がもう普通に農地以外というところで商売をされている。そこをたまたま隣が自分の経営を拡大するためにも必要となるというところでの経営拡大、しかもそこでやっておられるは農業ではなく、農地以外のところでやっておられるところで届出というふうに判断をして、3条ではなく届出で処理したというところでございます。ちょっとその法的なところはまだ整理し切れていないので、宿題とはさせていただきたいんですけども。一定その届出の説明を受けたときには、もう隣でまさしく今そこで商売をされていて、その延長というような内容でのご申請だったので、これはもう転用ですねというところで受理したものでございます。

委員　よろしいですか。

いや、その本人がそうやってやってくれはる分にはいいんですけど、逆のケースが怖くて。これどう考えても転用要りますよってというのは、いやいや、よう見ろや、これ農業だよねって言われたときに、その線引きがないと難しくないですかっていう話ですね。

前、1回、別件でお話しさせてもらった、例えばポットでブルーベリーを育てます。これは農業になるのかどうなのかっていう、その延長上にはなってくると思うんですよ。例えば観葉植物を育てるのに、こういう形で園芸用地として転用が必要になってくるのか、いや、これは農地でいけますよというふうになるのか、その辺の線引きが今後、逆のパターン、本人はこれは園芸用の事例、地目変更しますってやってくれはる分にはいいんですけど、こっちからは是正してもらわなあかんというときのその線引きがないと。

事務局　ちょっとそこ、すいません、今、即答できないので、宿題というか、今この場では明確なご回答を差し上げることができませんので、一旦宿題という形で。

委員　はい。

事務局　はい、申し訳ございません。

委員　あともう一つね。

委員　今のその土地ですけど。

現実には駐車場みたいになっているんです。自分の何台か、4、5台、車が止まってまして、安全のためにも平地になってて、車が何台か止まった場所です。

以上です。

議 長 宿題ということよろしいですか。

委 員 はい。

あともう一つ、しょうもないことなんですけど、この転用目的の施設概要の中で、毎回ちょっと気になってたんですけど、何かいろいろ書いてきはる内容が似たような感じなんですけど、例えば自己居住用住宅、住宅用地、分譲用住宅は分かるんです、これ一帯で売りはるような土地やろうなとか、その次に建物用敷地、いろいろ書いてあるんですけど、これ一緒でしょう。

議 長 どうぞ。

事 務 局 これはもう届出で、皆さん思い思いの転用目的という書く欄があるんですけども、それはもう届出者の方が書いておられる内容をそのままもう受理したということで、こちらからこういう文言に変えよとか、統一、この報告書で統一して宅地に変えよとか、そういうことではなく、明らかに意味不明な用語が転用目的でない場合、これは宅地にされるんだとか、そういう意味が分かる以上は、もう基本その方の届出書の内容をそのまま受理と一緒に転用の目的のところに打って、先方に差し上げているような状況です。意味不明なときだけは、これは一体何でしょうかということで聞いて、しっかり聞き取った内容を補正させていただくこともあるんですけども、基本、向こうの届出書に書いてある内容をそのまま書かせていただいております。

委 員 何かそういう決まりがあるのかなと思ったんで、それはないんですね。

事 務 局 はい、特にはないです。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 ほかがございませんか。

委 員 この今のご質問の中でも、資材置場ですね、これは暫定的に資材置場にしていって、将来、開発許可を出すっていうふうな、そういう業者の案件が多いんですけども、その開発許可を出して、一団の土地を買い求めてするから、全部が一遍に買えないので、ところどころ買えたところから資材置場と

して、契約だけの状態で、問題は遊休農地同様の草ぼうぼうの田んぼなんです。

そういう宙に浮いたところを資材置場って便宜的に転用目的にしてあって、そういう例がうちの地域では、市街化農地には特に多いんです。5年以上たっているところもある。もっとも草は刈ってくれる業者もいるし、刈らずにそのままになっているようなところもある。これ何かもうちょっと何年以内とか、3年以内とか、そういうふうに注意勧告とかはできないものですかね。

議 長 どうぞ、事務局。

事 務 局 実際そういうケースというのは、私も何件か把握はしておるんですけども、ただ、向こうが出してくるものというのが、許可申請ではなく届出になります。それは一方通行的な意味合いが強いですので、その届出を受理するのに条件を付したりとか、もうあくまでも法的な位置づけとしましては、向こうが届出をしました、うちがそれを受けましたというだけのやり取りにはなるんです。ですので、なかなか許可申請のように条件を付したりというのは、この届出人のお渡ししている受理書にそういう条件を付すことは難しいと考えます。

 以上です。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 そしたら、ほかございませんか。よろしいですか。

 (なしの声)

議 長 それでは、もうご意見等も出尽くしたようですので、続きまして報告第157号 滋賀県農業会議からの農地法第5条による諮問答申について事務局の報告を求めます。

 <事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。
 どうぞ。

委 員 ちょっとだけ1点、聞かせていただきたいんですけど、この〇〇っていう

のは、借地でこの権利を得ていると思います。その権利というのは、開発もそうなんですが、この業者が権利を得たが、途中でやめた、もしくは倒産したとか、撤退をした場合、その権利というのはどこへ移譲されるんですか、ちょっと聞かせといていただきたいんですけど。

議 長 どうぞ。

事 務 局 今回、売買ではなくて、確かに今回の申請地につきましては賃貸借の貸し借りで転用するといった案件になっております。ただ、今回につきましては、長年、何十年か、ちょっと30年か、それぐらいの期間でこちらの土地を使っていくというところで当初に契約をされた上で転用されるということで、実際、地目自体は田から違う、宅地と変わることになりますので、ただ、所有者自体は、もともとの所有者は変わらないということになります。

 その中で、もし途中で撤退をされましたとしたら、その地目自体はもちろん変わることはないので、もうそのまま現状の農地以外のものにはなってしまうというところにはなります。ただ、その後その土地をまたどのように使うか、そこが新たなところが使うところが出てくるかによって、その土地の権利は変わってくるのかなというふうな認識はしております。

議 長 どうぞ。

委 員 ということは、もう開発許可も下り、農地転用は農地以外の地目になっているということは、もうそこは撤退した場合は何でもできてしまうということになってしまうんですね。建築物ももちろん建てられます。調整区域ですから、現状を押さえますでしょうけど、一定のものは造り替えることは可能やということになってしまうんですね、結果的に。

事 務 局 農地法からはもう外れるという形にはなります。

委 員 外れるね。もう手が及ばないところに行ってしまうということですね。はい、分かりました。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 ほかに何かございますか。ご質問とかございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ないようですので、続きまして報告第158号 農業委員等の綱紀肅正について、この件につきまして事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告についてご意見とかご質問とかございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、続きまして報告第159号 広報誌「みどりのこだま第97号」について事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告についてご意見、ご質問等ございますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、その次に移らせていただきます。
協議事項の1、遊休農地調査についてを議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、遊休農地調査についてご説明します。資料は当日資料としてお配りしました、こちらの資料になります。

毎年、実施していただいている調査にはなりますが、今年も遊休農地調査を10月から実施していただくにあたり、現在準備を進めております。昨年度と同様に「アクタバ」を用いて、タブレットを活用しての遊休農地調査を行っていただく計画です。本日は、今年度の遊休農地調査の進め方について、現時点での案を説明させていただき、来月以降の実施に向けて、みなさまのご意見もお聞かせいただければと思います。本日のご意見も参考にして、調査の方法を確定しまして、来月の総会でタブレットの更新作業や、調査対象リストを配付して、10月から12月にかけて現地調査を行っていただこうと考えています。

それでは、今年度の調査の流れについてはご説明します。資料で整理しておりますが、まず①で今月に調査箇所を決定し、アクタバに調査箇所を登録します。

調査箇所については、耕作放棄地率が80%未満で数値の高い方から選定し、面積も500㎡未満の農地は除外します。現況地目・登記地目が農地のものを対象として、転用履歴があるものは除外します。農用地区域内の農地を優先的に選定して、地図上で区画が大きく異なっているものは除外して、農業委員さんごとに50筆を目安に調査箇所を登録したいと考えています。また、登録箇所以外にも、地域で問題になっている農地や前年度に調査した農地など可能な範囲で調査をして登録をしていただければと考えています。

②として、来月の定例総会で遊休農地調査箇所の一覧表を配付し、タブレットの更新作業を行いたいと考えています。

③で10月から12月末にかけて、農業委員・推進委員が協力して現地調査を実施していただきたいと思います。

④で事務局が現地調査の確認結果を整理し、利用意向調査の対象者リストを作成します。現地調査の結果、緑区分・黄区分と判定した再生の見込みのある遊休農地については、所有者に利用意向を確認するものです。

⑤の利用意向調査については、少しやり方を変更させてもらおうと思っ
ていまして、基本は事務局から郵送で実施させてもらおうと考えていま
す。直接、委員さんにお宅訪問していただくことで、いろいろとメリット
もありますが、件数が増えるとかかなりの負担になっているとのご意見も聞
きますし、事務局から対象の方にまとめて書類を送る方法で、今年度は実
施をしようと考えています。必要に応じて、委員さんにもご協力をいた
だくこともあるかもしれませんが、利用意向調査については、事務局から1
月～2月頃に郵送する方法で実施したいと思います。

そして、⑥利用意向調査の内容を整理して農地台帳へ登録し、⑦利用意向
調査の結果を農業委員へ報告するといった流れで、今年度は実施できれば
と考えております。

以上、簡単な説明でしたが、ご意見等がありましたら、よろしくお願
いします。

議長 ありがとうございます。
 ただいまの事務局の説明について、ご意見とかご質問ございますか。
 どうぞ。

委員 僕は、今回の基準は歓迎いたします。基本的には同意をさせていただき
たいと思うんですけれども、過去の調査したところについての取扱いを明確
化してほしい。例えば3年以内とかの分については、もう除きますよとか
というような配慮をしていただけるとありがたい。

事務局 過去に遊休農地と逆に判定しているところについては、引き続きそこがど
ういう状態になっているかというのは、ある程度追っていただいたほうが

ありがたいなとは思っているんです。過去に見た中で、ここは大丈夫やったとか、再生できないようなところはこちらも追っていかないような、毎年毎年の状況を積み上げてはいかないんですけれども、これまでに緑区分とか黄色区分として過去に見ていたところ、それはそれで今年どうなっているかというところは、プラスアルファで見ていただくほうがありがたいのはありがたいんです、外すというよりも。

委 員 ○○案件の件もありますしね。分かりました。

議 長 どうぞ。

委 員 農用地区域内、地域計画内とかっていうのは、農振地区の中の基本的に圃場整備した区域の話になるんですかね。

事 務 局 そうですね。実際に割当てをするときに。

委 員 地域内のところ。

事 務 局 そうですね。割当てをするときに、そういった対象地があるようでしたら、それはやっぱり守っていかなければいけない農地にはなるので、実際にどういう状態になっているかっていうのは見てもらいたいですし、もしそれこそ本当にちょっと荒れかけているんやったら、早めにそういった所有者さんに対してはアクションを起こしておくことが大事かなと思いますので、そういう意味で優先的に選定するというふうなところで、なかなかそれを全部が全部がピックアップできるかは、ちょっとやってみないと分からんところはあるんですけども、守っていかなければいけない農地を優先的に確認したいという思いで、ここは入れております。

委 員 いや、地域計画内というの、基本的にもう整備田、圃場整備したところですよ。

事 務 局 そうです。青地の農地ですね。

委 員 青地の農地ですね。というところは、未整備田のところは、これにはピックアップしないということになる、でもないん。

事 務 局 いや、ピックアップはします。優先的にです。そこだけしかしないとか、そういうわけではないです。

委 員 いやいや、ここに書いてるのは、地域計画内って書いてますよね。

事務局 はい。

委員 ということは、地域計画内しかピックアップしないということ、そうではないんですか。

事務局 優先的に選定するということではありますので。

委員 優先的に選定するってということね。

事務局 ちょっとエリアによっては、それこそ地域計画を策定してないエリアばかりの担当の委員さんもちろんありますので、ちょっと正直、担当エリアによって農地の状況もかなり違うなというのは、いろいろ見てて思いますので。

委員 地域計画内は、ほとんどそういう遊休地はないですわね。

事務局 もちろんないと思っています。

委員 それ以外のところ。ですから、優先的って言われても。

事務局 基本は本来ないのかなとは思ってます。

委員 そうのことですね。分かりました。

委員 去年の黄色と緑のところは、もう一度見てくれたらいいという話でしたけど、そのリストは頂けるんですか。

事務局 去年の。

委員 というのは、去年、不耕作でしたけど、今年は耕作されているようなんですよ。それがあって、見るのはやぶさかでないんですけど、どこの辺りとかは覚えてないんで。

事務局 リストというよりも、一応前年度のデータはアクタバ上で。

委員 入っているん。

事務局 切り替えれるようになっているんです。そこで何か。

委 員 ああ、そうか、それで分かるんやね。

事 務 局 前年度の情報に切り替えたときに判定結果が一応見えるようにはなった。

委 員 分かりました。

事 務 局 そういう仕組みにはなってますね。

委 員 今の話ですけど、過年度の分は、原則外していただきたいというのは希望ですけども。それでないと、また行かなくてはならない農地が出てくる。ですから、もう過年度、2か年してきましたよね。2か年してきた分については、もう除外してピックアップしていただくというのはどうですか。

議 長 件数的には取りあえず50件ということなんですね。

事 務 局 一応、今事務局で登録自体は50件ぐらいで、まず登録させていただこうかなと思ってますけど、この数については、特に皆さん、ご意見とか、そのあたりは問題なかったですかね。

委 員 もっと減らしてください。

議 長 去年は120から130件。

委 員 50件は、初めにありきじゃないでしょう。

事 務 局 50件は取りあえず行ってほしい対象地として登録をしようと思ってまして、あとプラスアルファ、地域でちょっとここ大分最近問題になってあるとか、そういうなんは自主的にまたプラスで登録してほしいです。プラスアルファで、ここは大丈夫ですわとか、そんなんは要らないので。

委 員 もう一ついいですか。

議 長 どうぞ。

委 員 昨年度、この遊休調査外に、以前とそれより前に、10月に過年度の3条許可の確認に行ったと思うんですね、30件ほど。30件ちょっと行かせてもろうたと思うんですが、それは行かないんですか。

議 長 どうぞ。

事務局 それはもう事務局のほうでやらせていただくということで、はい。

委員 ありがとうございます。

事務局 もちろん調査いただけるということであれば、やりたいんですけども。3条の後追いは、皆様のご負担を考えて、もう事務局側でさせていただく運びとなりました。

委員 すんません。1点お願いします。

1番の項目の中で、前年度に調査した農地なども可能な範囲でという分で、それ以外に苦情とかがあって、その苦情について農業委員で確認に行くわけなんですけども、行って、また事前にそこに行ったところについては、その本人さんそこへ伺ってどうなんですかという話はしには行っているんですけども、その後、実際に動きができてあるかどうかというのは確認をしに行けないという形になってくるけど、その回るときにそういうところも含めてやっておかないと、現況を確認するという意味からしたら、指導させてもらいにいったけども、それに対応して動いているかどうかの確認はしておいてという格好になってくると思うんです。それがそこで調査する際に、そこへ一緒に登録しておいて報告するというような形に持っていかなと、以前に、前年度以前の農業委員さんから受け継いで行ったけど、何ら改善をされてない、されてない、されてないという状況があるわけですから、それを併せて入れていくという分においても、この中にアクタバの中に報告をするというあたりで50件と言っておられますけども、プラスアルファでそういうことも入れておくというような形でやっていかないと、せっかくプラスアルファの入れてもらっていいということになる分には必要やないかなと思うんですよ。何ぼ言っても、言うことを聞かない人は何ぼでもいはるさかいね。何回も何回も意向調査しに行っているところなんですけども、そういうところも含めてもらうという。

事務局 そうですね。確かに各地域でも雑草が繁茂してて、ちょっと近隣の方から苦情が入って、農地の適正管理をしてくださいというふうな通知を事務局から送らせていただくことがあるんですけども、割と毎年毎年、同じところの方がクレームがやっぱり上がってきた上で、農地の適正管理の通知を送っていくような対象地も、地域によって若干多い少ないはあるんですけども、あります。そういうところも今の状況を確認してもらった上で、プラスアルファで登録しといてもらってもいいかなというのは確かにありますので、もしそういうところで問題になっているようなことか、そういうのがあれば、またそれは見といていただきたいなとは思っております。

委 員 それともう1点、先ほど〇〇さんの問題が、問題だというより、提案がありましたけど、あれについても入れておいて、確認をするという話の中にも入れておいたほうがいいのかと。3年という時間を待つ必要はない。その都度も、そういう人については入れておったほうが、50件プラスアルファでそういうのも入れておくというのもどうでしょうか。

事 務 局 大丈夫やったなとか、そんなんが分かるということですかね。

議 長 ほかがございますか。
どうぞ。

委 員 意見交換会するときにも言いましたけど、中山間地域等直接支払制度の農地の分ですね、それは農林水産課が年2回、必ず調査に行くんです。だから、その去年、2か所か何か調査してくれというてんが入っていたんで、これ何でかぶっているやんかと思うんですけど、その辺、また注意していただいたらええのになと思います。補助をもらうてんから、必ず最低限、維持管理をせなあかんわけです。してなかったら、もう補助金はもらえない。
大概皆、農地されているんですけど。だから、そこを去年確認してくれという箇所があったんで、その辺も見ただけだとありがたいなと思います。

事 務 局 そうやってきっちり管理されているところでしたら、本来その不耕作率で高くならないとは思ってますので、基本は外れてくるのかなとは思んですけども、ある程度ちょっと機械的にその数値を目安にして設定していくところはあるので、もしかしてそういったところが含まれてしまう、高く出してしまうと、そういったところも入ってくる可能性はあるんですけども、一応それは問題ないというところは見ただけであれば、それで遊休農地調査についてはオーケーかなとは思んですけども。それはそもそも行く、行っても大丈夫やというのは分かっているし、行く必要がないという感じですよね。

委 員 その中山間の役をしますんで、それで私も確認しているんで、それを再度またここでという、それでかぶるのかなという、ちょっとその辺が。

事 務 局 今年、ちょっと高いほうから順には取っていこうとは思ってますので、去年よりそういうなんが減るかなとは思ってますので、はい。

委 員 よろしくをお願いします。

議 長 ほかございませんか。
 どうぞ。

委 員 このレスポンスの悪さが気になる。アプリで記録され、入力後の審査を
 され、同じところで画面が切り替わらず時間がかかっている。これ何とかし
 てください。

事 務 局 実際それは、すいません、我々事務局も触ってても反応遅いなというのは
 確かに思っではおるんですけども、電波とか通信環境は関係なしにやっ
 ぱりなりますもんね、それは。

委 員 一旦、写真を撮って、後で例えば家で入力し直すというようなことができ
 ればまだしも、もう写真も撮れへんわ、もうくるくる回る（更新待機の画
 面）だけでというなんは、現地を見るだけのをやると、もう嫌になってく
 る。暑い中をね。もう写真撮って、画面がくるくるくるくるずっと回りっ
 放し。

委 員 それは私もありました。もう明くる日、日を変えて行きました。次々順番
 で皆やっているんで。

委 員 例えばこれで撮ったもんを後でこっちのほうに入れることができれば、何
 とかいけるんやけどね。

事 務 局 タブレット自体のそうですね、機能が大分動作性が悪いというのは確かに
 前々からずっと聞いております。

委 員 これほんまくるくる回るだけというのは、ほんまつらいから。

事 務 局 今年度もそのタブレットを替える予定はないので同じようなものを使っ
 ていただくことにはなるんですけども、何かその解決策とかご存じの委員
 さんがいたら、ちょっとその辺は何かうまい方法があるよというのがあれ
 ば、こちらも教えてほしいなと思うんですけど、皆さんどのように対処
 されているかなというところなんです。

委 員 例えばこれ、山の上のほうとかというのは、もっと僕らよりも条件が悪い
 んちゃうかなというふうに思うんです。

委 員 確かに写真撮ってから記録できないというのは数回あります。それは電波
 状況ということではないと思うんです。一旦タブレットに入れたものをす
 るんやから。電波状況じゃないと思うんです。数か所ありました。ですか

ら、結果的に写真なしでメモだけは書いて日付とメモだけ、写真はちょっと入れられなかったところが数か所ありました。何回か、〇〇委員おっしゃったように何遍やってもあきませんでした。ほんまにいらいらします。

委 員 最悪の場合、写真はもう勘弁してくれたら、やってね、1回、2回はするけど、それでもあかんかったら、ああ、そうやったんやなというふうに思ってください。3条申請、4条申請、5条申請のときは、もうそれはしますけどね。もう何回もあった。そういう事情はご理解いただいて、そういうなんはもうしゃあないな、やむを得ないなというふうなのは了解してほしい。

事 務 局 そこはできるだけつけていただくようなことはお願いしたいんですけども、特に緑区分とか黄色区分とか判定したやつは、次につながっていくことにはなるので、ある意味、また郵送で送ったときに、どんな感じだったんやとか、所有者によってはまだそこを確認したいとか、その可能性はもちろんあるので、そこはできる限りはつけてはいただきたいんですけど、そういうタブレットの状況があるので、難しいときはやむを得ないのかなとは思っています。

委 員 個人のスマートフォンなどとはリンクできへんのやね。個人の方からタブレットに送るとか。

事 務 局 方法ですね。

委 員 これにもメール機能はあるよ。

事 務 局 そうですね。もちろん別でスマホとかで撮った写真をどこの分やということでメールとかで。

委 員 スマホの方が動いてくれるから。

事 務 局 どこの分だというのが分かるようであれば、メールで送ってもらう方法でも、その方法、最終手段としたら、それももちろんありかと思えますので。

委 員 それか、このメール機能を使えるようにして。

事 務 局 そうですね。ちょっとそれは今すぐには難しいです。

委 員 それはこっちからタブレットへ送ったらええんかな。

事務局 タブレットのいろいろな使い道を考える中で、確かにこの資料とかもタブレットを使って。

委員 この資料では、この資料を全部この中に入れて。

事務局 そうですね。よその市町村では、それこそ総会の資料とかをそういうメールで配信をして、タブレットを使いながら総会をやっておられたりしてることも確かに今増えてきてますので、そういうメールの活用もね。このタブレットがどこまでまたそれに耐えられるのかがちょっと分からないんですけども、そういう方法も確かにメールというのをうまく使えたらいいなとは思ってますので、ちょっとそこも探っておきます。

委員 ちょっと何か探ってください。

議長 ほかはございませんか。

ちょっと私から申し上げたい。

事務局を擁護するわけじゃないんですが、プラスアルファ、事務局のほうから郵送を皆されるということなんですが、各委員さん、プラスアルファでどんどん増えたときに、どこまで本当に対応できるんですか。もらって、いや、これできませんと言われたら、何のために今言うてはるのか分からへん。

ほかのときにちらっと申し上げたと思うんですけども、これ出したほうがええなというところが入ってないとかという、これはその各委員さんの主観もあるかと思うんですけども、私的にはそういうのもあるんで。そうなると、行けと言われた中から数件抜いて、そっちを入れたいとか、そうすればそんなにむちゃくちゃ増えてこうへんかなと、件数的に。でないと、プラスアルファ、事務局がそれだけの対応をしていただければいいんですけども、大変なんですって迷惑めいた言葉を後から出されんように、言ってこられないことを。大変やと思います。

事務局 そうですね。もちろん件数が増えてくれば、それだけまた対応も出てきますので。できるだけ、あのそのあたりは対応できるようなところでは思ってますけれども、ちょっとまた実際にやっていく中で、ちょっとなかなかどうしようかというところがあれば、また総会の中でもご相談はさせていただければと思ってますので、はい。

議長 言うたら、今まで百何十件行かれてたところが50件だけで、トータル的には、それも事務局が皆郵送される。

事 務 局 判定結果に基づいてですけど、はい。

議 長 その辺、よろしく。
ほかございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見のほうも出尽くしたようですので、各委員さんから出していただいた意見を踏まえて、事務局でまた検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後、全体を通して何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それでは司会のほうへお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

副 会 長 では、以上をもちまして第29回定例総会の全ての議案、報告及び協議事項を終了いたします。

議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員）

印

委 員（森元 直紀 委員）

印

委 員（音野 茂 委員）

印